## ○本庄市水道事業審議会条例

平成18年1月10日 条例第179号

改正 平成26年12月26日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、本庄市水道事業審議会の組織及び運営に関し必要な事項を 定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本庄市の水道事業について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本庄市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(委員)

- 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから必要な都度、市長が委嘱する。
  - (1) 市議会の議員
  - (2) 識見を有する者
  - (3) 水道使用者

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

附則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## ○本庄市水道事業審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市水道事業審議会条例(平成18年本庄市条例第179号)第9条の規定に基づき、本庄市水道事業審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支 障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で 議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

- 第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載 した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、 会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでな い。
  - (1) 開催日時
  - (2) 開催場所
  - (3) 議題
  - (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
  - (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

- 第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。
- 2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会 議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会 議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に 供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした 部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部水道課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第13 8条の4第3項の規定に基づく調停、審査、諮問又は調査のために設置された 附属機関をいう。以下同じ。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるもの とする。

(傍聴定員)

- 第2条 審議会等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。
- 2 審議会等の長は、傍聴を希望する者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

- 第3条 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び 氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受け、傍聴席に入場するものと する。
- 2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第4条 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴席に おいて、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 旗、標識等を持ち込み、又ははちまき、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
  - (2) 凶器等、他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯しないこと。
  - (3) 飲食、喫煙をしないこと。
  - (4) 会議における言論に対して批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
  - (5) 静粛に傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
  - (6) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会等の長の許可を受けた場合は、この限りでない。
  - (7) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
  - (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しな ければならない。

(長の指示)

第6条 傍聴人は、審議会等の長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 審議会等の長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、これを制止し、 その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。